

5 - 10 東日本大震災により被災し全壊となった建築物の移転

< 提案基準 >

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 予定建築物等は、東日本大震災により被災した建築物及び第一種特定工作物（以下「被災建築物等」という。）の代替として被災建築物等の所有者が建築又は建設するものであること。
- 2 被災建築物等について、全壊の罹災証明がある場合で、移転せざるを得ない事由が明らかであること。
- 3 被災建築物等は、市街化調整区域内にあること。ただし、自己又は親族が被災前から適切な土地を保有している場合等あえて市街化区域内に求めさせる合理的事情に乏しい場合等認めるべき合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 4 予定建築物の敷地面積及び延べ面積は、下表の 及び の合計の値以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。

なお、被災建築物等が第一種特定工作物の場合は、表中の「延べ面積」を「築造面積及び処理能力」と読み替える。

	予定建築物のうち「非住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積	予定建築物のうち「住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積
敷地面積	従前の 1.5 倍以内	従前の 1.5 倍以内 又は 5 0 0 m ² 以内
延べ面積	従前の 1.5 倍以内	従前の 1.5 倍以内 又は 2 8 0 m ² 以内

- 5 予定建築物等の用途が従前の用途と比べて著しく異ならず、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 6 申請する土地について、次のすべてに該当すること。
 予定建築物が住宅である場合は、東日本大震災により浸水した土地を含まないこと。
 ただし、東日本大震災と同等の浸水に対して安全上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

< 報告基準 >

以下のすべての要件に該当するものは、法第 2 9 条第 1 項又は法第 4 3 条第 1 項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1 ~ 2 上記提案基準に同じ。
- 3 被災建築物は、市街化調整区域内にあること。
- 4 ただし書きを除き、上記提案基準に同じ。
- 5 ~ 6 上記提案基準に同じ

（開発審査会）平成 2 3 年 6 月 2 2 日 第 3 4 1 回

（参考）平成 2 3 年 4 月 1 9 日国都開第 2 号